

★マイナンバー制度の準備段階で企業との懸賞が明らかになった厚生労働省職員の内閣事件。政府は2011年に大手電機企業などの幹部が委員に名を連ねる検討会議を設け、マイナンバーの制度設計。この会議に参加した多くの企業が多額のマイナンバー関連事業を受注していたことが「しんぶん赤旗」の調べで明らかになりました。

赤旗 読者のひろば

日本共産党
砺波市委員会
西尾 英宣
千代180
Tel 33-6118

【問題だらけのマイナンバー制度】

なくても生活に支障ない

まだナンバー通知が届いていないためか、市には「ほとんど問合せがない」とのことですが、「カードを作って、持ち歩かないとダメなんですよ?」「カードが無いと役所で手続き出来ない?」「事業所として働く人のマイナンバーを管理しないといけない?」等の声がかかれ、「マイナンバー制度」にたいする不安や疑問が高まっています。

表1 浦野税理士が提案する「個人番号対策6項目」

①	「個人番号カード」の交付申請をしない
②	労働者や報酬等の受給者は、企業から番号の提示を求められても応じない
③	企業は、従業員の給与からの税・社会保険料の天引き手続きなどに個人番号の提示を求めない
④	企業は源泉徴収票などの証票に個人番号を記載しない ⇒そうすれば企業・団体側はアルバイトを含む従業員の膨大な番号の厳格な管理など不要になる
⑤	実務を担う自治体労働者は住民を拘束する番号制をくいとめる運動を行う
⑥	ICT産業が巨額の受注を見込む「ナンバービジネス」にのらない

「全国商工新聞」(十月十九日付)で税理士の浦野広明氏が「現段階でどういう対応をすべきか」として上表の六項目をあげています。
第一は「個人番号(マイナンバー)カード」の交付を申請せず、あらゆる情報の鍵は渡さないこと。実際、市ではマイナンバーの提示が

必要になる手続きは「ほとんど無い」とのことです。すから、あわてる必要はありません。

「住民サービス向上」に惑わされぬよう

希望者に一月以降交付

付される「マイナンバーカード」について総務省の懇談会で、クレジットカード機能を持たせたり、スマートフォンでも利用可能としたりすることなどを検討、成長戦略に反映、NHK受信料もマイナンバーで…等、とんでもないことです。身近なところでは、コンビニの自動交付機で住民票発行とか、図書館の貸出カードとか、カードに様々な機能をもたせることで「住民サービスの向上」の名目で、カードを持たせようとするねらいです。

機は初期費用や運用コストが大きく、砺波市は費用面から見送っています。砺波市の新図書館の貸出カードがマイナンバーカードというのはどうでしょう?

日本の個人番号は、多くの情報につながる仕組みであり、自治体が条例をつくれれば何でも使え、個人番号流出の危険はきわめて大きいものです。諸外国では、利用範囲が限定されています(下表)。

憲法にも地方自治法にも反する

浦野氏は「憲法は個人の尊重・幸福追求権を保障(十三条)。地方公共団体は統治の仕組みを住民の意思によって決め、住民の福祉の増進を図ることを基本としている(憲法九十二条・地方自治法一条二)。行政

がすべての国民の個人情報を入力して国民を管理・監視することは憲法にも地方自治法にも反している、と指摘しています。問題だらけの制度は実施延期、廃止すべきです。

表2 利用範囲が限定的な主要諸国の番号制度

国	ドイツ	イギリス	米国	スウェーデン	オーストラリア	フランス	デンマーク	韓国
名称	納税者番号制度	国民保険者番号	社会保障番号制度	個人番号制度	中央住民登録制度	住民登録番号制度	国民登録制度	住民登録制度
利用範囲	税務	税務、社会保険、年金等	年金、医療、その他社会扶助、行政サービス全般の本人確認等	年金、医療、税務、その他行政全般、行政サービス全般の本人確認等	年金、医療、税務など26の業務分野で情報連携	年金、医療、税務、その他(選挙票の交付)など	年金、医療、税務の他、市民生活に必要な行政サービス	電子政府ログインID、年金、医療、税務など

内閣官房社会保障改革担当室の資料から作成

★安倍首相は第3次改造内閣発足にあたっての記者会見で「新しい3本の矢を力強く放つ」といい「経済最優先」の姿勢を改めて示しました。首相は「最初から設計図があるような簡単な課題ではない」といいますが、経団連がすでに同様の目標を掲げた将来ビジョンを打ち出しています。財界にとってバリエーションの設計図は、国民生活を破壊する設計図です。

【ただのつぎやき】

9日 九条救助隊

救助隊活動といえは季節の味：今回は「おはぎ」（仲間のつくった新米もち米、小豆を用いて作っていただきました）。

市外からの参加もふくめ十五人ほどで本音トーク。「戦争法が決まったらガクツときて」という人、「今回の安保法制への賛否は別にして、自衛隊そのものが『憲法違反』という意見もある。みなさんはどう思っているのか」と疑問を投げかける人、「憲法9条をノーベル平和賞にという動きに希望を見出していたが、今回は別のところ



ろに決まって残念」など。戦争法（安保法制）にたいして、これから私たちは何をしていくかの意見交換では、「違憲の法律ということでは、違憲の法律ということでは、裁判は時間がかかるし、そもそも受理されるかも問題。そうしたなか、『集団的自衛権行使容認の閣議決定も撤回させるためには政権をとるしかない』という方が、難しくは思えるが、まっとうな道なのではないか：デモ（パレード）や署名集会、勉強会など、細かなアイデアを出しあい、その効果を確かめながら、周囲を誘い、粘り強く声をあげ続けるしかないのかもしれない」（救助隊連絡員の宝田さん）と。

15日 マイナンバー（一面）

市当局にたずねました。今のところ、いたずらにマ

イナンバーの利用を拡大するつもりはないようですが、「新図書館のカード」などの言葉が。世の中の流れもあるから：と。あらためて「住民サービスの向上」とか「利便性」といった言葉だけに惑わされてはいけなさと感じたところです。

そういうえば「住基カード」というものがありました。普及はすすみませんでした（砺波市の住基カードは九月末現在一五〇〇枚弱、どの市町村も2〜4%程度とのこと）。

住基カードの新規発行は今年十二月二十八日で終了します。来年からは「個人番号（マイナンバー）カード」の交付が始まるので「個人番号カードと住基カードの両方を持つことは出来ません」。住基カードを持っている人は、有効期限内は使えるそうなので、焦って「マイナンバーカード」にしなくてもよいでしょう。

（何でもお気軽にご連絡・ご相談ください・多田携帯 090-3369-8216）

【続きんごの口誌】

11日 小麦の種を撒きました

大門の「転作」は、チューリップと玉ねぎ以外の二十ヘクタール程は麦の栽培を行ってきました。二年前までは大麦オンリーだったのですが、どうせ麦なら大門素麺の原料を作ってみたら」と試しに小麥の栽培をはじめました。沼田製粉で粉にしてもらうとちゃんと素麺になるし食味も従来と変わらないようでした。

それならということ。今年の秋は小麦オンリーで行くことになったのです。それでも大門素麺に必要な分をすべて賄うことはできないのですが、ちよつと冒険と思われるかもしれない気がします。

大麦が小麦になっても種まき作業は同じです。前日までに鶏糞や基肥などを散布してある田んぼをトラクターで耕して、排水の溝をたてて準備ができたら、めいめいが（？）動力散布機を担いでブンブ

ンいわせながら撒いて歩くのです。均等に綺麗に撒いていくなら専用の作業機で行う方が良いのですが、これだけの面積を片付けるには「休日に人海作戦で一気にやり切るしかないだろう！」と続けられていた方法です。

初めのうちは元気なのですが、テクテクテクテクつぱり応えてきました。私の散布機のタンクは大きくて、一度に三十キロの種を入れることができるとは、還暦を過ぎた作業人には適していない道具かもしれません。

来年もこの方式なら、少量ずつこまめに歩き回る作戦でいくべきだと確信しました。「仕事は大勢」と言いますが、たくさんの散布機が一斉に稼働すると、二十町近くの作業も午前中にお釣りを残して終了しました。

来年の今頃から始まる素麺作りは、この種からきた小麦を使うことになりませんが、質良く育てたいものだと思います。